



2026年1月29日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代表 取 締 役 社 長 岡本 純子
(東証グロース市場・コード3807)
問い合わせ先：
取締役管理本部長 岡本 純子
電 話 番 号 03(5774)2440(代表)

金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ

当社は、2025年12月5日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」及び2025年12月19日付「課徴金に係る審判手続き開始決定に対する答弁書の提出について」にて開示しましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対し1,500万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われましたが、本日、金融庁より納付期限を2026年3月30日とする1,500万円の課徴金納付命令の通知を受けましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、課徴金納付命令決定及び納付告知書に従い、速やかに課徴金を国庫に納付いたします。

当社はこの度の事態を真摯に受け止め、2025年10月17日付「東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ」にてお知らせした再発防止策に引き続き取り組むとともに、信頼の回復に努めてまいります。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

以上